

芸術文化活動継続緊急支援事業

新型コロナウイルスの感染拡大により、活動自粛を余儀なくされた芸術文化団体が、今後も活動を継続できるよう支援するため、中止・延期した公演等のキャンセル費用を助成します。

1. 対象者 ※6.補助対象者の判断基準をご参照ください	以下の（1）または（2）に該当する団体が対象となります。 （1）公演等活動の主催の実績のある県内の芸術文化関係団体（地方公共団体及び地方公共団体が設立主体となる団体を除く） （2）公演等活動の主催の実績のある県内の文化施設の設置者又は運営者（地方公共団体及び地方公共団体の出資する団体を除く）
2. 対象となる分野 ※7.補助対象となる活動の判断基準をご参照ください	文化芸術基本法第8条～第12条に定める芸術文化分野が対象となります。 【文化芸術基本法（抜粋）】 第8条（芸術）文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等 第9条（メディア芸術等）映画、デジタルアート等 第10条（伝統芸能等）神楽、能楽、その他の我が国古来の伝統的な芸能 第11条（芸能）落語、浪曲等 第12条（生活文化）茶道、華道、書道等 （その他）囲碁、将棋等
3. 対象期間等	県内における公演等のうち、以下の（1）～（4）のいずれにも該当するもの （1）県がステージ3以上にあるとした日の前（5/5以前）に開催を決めていた公演等であること （2）ステージ3以上にあるとしている間（5/6～6/13）に中止・延期を決定した公演等であること （3）県がステージ3以上にあるとした日から、ステージ2以下へ引き下げた日の前日から起算して1月が経過するまでの間（5/6～7/13）に開催を予定していた公演等であること （4）実施時点における新型コロナウイルス感染症に関する政府、大分県等の方針・要請及び業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に反しない公演等であること
4. 補助率（補助上限額）	10/10（300万円/1公演） ※公演等に係る収支の不足額と補助対象経費（上限300万円）を比較して低廉な方が上限額となります。
5. 補助対象経費	【人件費】 出演費（出演料 等） 稽古費（稽古料、リハーサル費 等） スタッフ費（音響・照明スタッフ費、会場整理員等賃金 等） 諸謝金（講師謝金、指導謝金、翻訳謝金 等） 【物件費】 音楽費（作曲費、編曲費 等） 文芸費（監督料、脚本料、演出料、監修料、振付料 等） 舞台・美術費（大道具、小道具、衣装費、照明機材費 等） 会場費（会場施設使用料、稽古場使用料 等） 役務・委託費（運搬費、広告宣伝費、チケット販売関係費（払戻手数料含む）等） 旅費（交通費、宿泊費 等） 借損料（楽器借料、作品借料、権利使用料、付帯設備費 等） 需用費（消耗品費、印刷製本費、感染予防対策費 等）

○補助金申請ができるかどうかについては、以下も参考にしてください。

6. 補助対象者の判断基準等について

補助金の申請ができるかどうかの判断基準として、公演・展覧会等の主催者として、公演等の開催に資金面での責任を持つ者であるかどうか判断基準となります。

(例) 対象者 (申請主体)	可否	判断基準 等
個人 (実演家、スタッフ等)	×	本補助金では、公演等を実施する団体を支援することにより、フリーランスの個人やスタッフ会社にも支援が届くことを意図しております。
貸館を行う劇場所所有者及び運営者	×	貸館の場合、劇場は申請主体となりません。劇場を会場として、劇団等が主催公演として実施する場合は、主催する劇団等が対象となります。
市町村等の設置する文化施設の指定管理者 (地方公共団体が出資する団体を除く)	○	文化施設の指定管理者 (地方公共団体が出資する団体を除く) による自主事業は対象となります。
公演や展覧会等を行う営利団体等	○	公演等活動の実績のある民間企業や民間の芸術文化施設が主催して行う公演や展覧会等も対象となります。
ライブハウス等の運営者	○	不特定多数を対象とした主催公演等を実施する者で、感染防止措置に係る適切な内部規定等が具備されていれば対象となります。(但し、貸館行為のみの場合は対象となりません。)

7. 補助対象となる活動の判断基準について

(例) 活動内容	可否	判断基準 等
無料公演	○	この補助金は、芸術文化活動の継続性を確保することが目的であり、無料公演等も対象となります。
観客数を減らしての実施 (無観客を含む)	×	完全に中止・延期した場合に対象とするものであり、観客数を減らして実施した場合は対象となりません。
シンポジウムの開催	×/○	シンポジウムの開催は原則対象となりません。但し、公演に付随させて観客とのワークショップを開催するようなスキームであれば対象となります。
地域の振興や親睦を目的としたイベント	×	地域の振興や親睦を主たる目的としたイベントは対象となりません。
販売促進や宣伝等を目的としたイベント	×	一般的な商品の販売促進や宣伝等を主たる目的としたイベントは対象となりません。
絵画等の展示即売会	×	美術品等を商品として扱い、販売することを主たる目的とするイベントは対象となりません。

○申請書・交付要綱は県や芸振 (大分県芸術文化振興会議) のホームページに掲載しています。

○ご不明な点等あれば、下記までご相談ください。

<問合せ先>

大分県企画振興部芸術文化スポーツ振興課 (担当: 宮添、石垣)

電話: 097-506-2054

Mail: a10980@pref.oita.lg.jp